

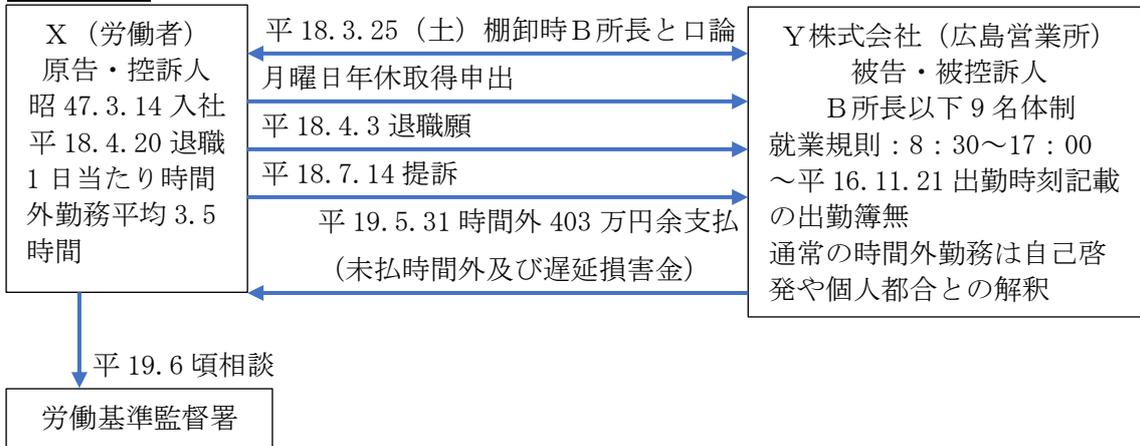
# 労務管理・年金判例：要点解説 3号

## 不法行為を理由とする未払時間外勤務手当の請求

《勤怠管理不良による時間外手当未払いは不法行為に当たる》

広島高判平 19. 9. 4 (判時 2004-151、判タ 1259-262)

### 事案の概要



### 要点解説

賃金債権は、2 年で時効消滅するとされているところ (労働基準法第 115 条)、不法行為の時効期間は 3 年とされている。

本件事案は、不法行為による損害賠償をしており、3 年前からの割増賃金 (時間外勤務手当) 相当額による損害賠償請求を認容した事例である。このように、不法行為と認定されるならば、いくら労働基準法の消滅時効を主張したところで抗弁とはなり得ないことになる。

不法行為においては、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負い (民法第 709 条)、その損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する (同法第 724 条) と規定されている。

Y の広島営業所では、出退勤時刻が全く記載されておらず、管理者において従業員の時間外勤務時間を把握する方法はなかったが、時間外勤務は事実としては存在したこと、同営業所の管理者は、勤務時間を把握し、時間外勤務の割増賃金請求手続を行わせるべき義務違反が認められること、出退勤時刻を把握する手段を整備して時間外勤務の有無を現場管理者が確認できるようにするとともに、時間外勤務がある場合には、その請求が円滑に行われるような制度を整えるべき義務を怠った。したがって、不法行為を理由として (3 年前以降の) 未払時間外勤務手当相当分を不法行為を原因として請求できるとした。

会議、棚卸等を除き、通常的时间外勤務は、自己啓発や個人都合との恣意的解釈を行っており、「故意」に権利を侵害されたとされてもやむを得ないであろう。広島営業所は所長以下 10 名であるから、他の 8 名が同じ態度をとったり、標準報酬が 18 万円以上低いと考えられ、年金事務所の調査によって 2 年分の遡及保険料が徴収される可能性もある。

このように、悪質な労務管理であるときは、不法行為とされることがあり得る。悪質でなくとも、2年遡及して賃金請求がされることも考えると、不適切な労務管理は、経営上、大きな危険を背負っていることになる。

判決（抄）

被控訴人が、控訴人に対し、平成15年7月15日から平成16年7月14日までの間に支払った時間外勤務手当は、合計金5万3348円である。

被控訴人においては、かねてから営業所の社員全員が参加する営業所会議、棚卸し等を除き、通常的时间外勤務に対しては、自己啓発や個人都合であるという解釈に基づき、時間外勤務手当を支払っておらず、そのような状態が常態化していた。そのため、平成16年9月には、労働基準局の巡回検査の際に時間外勤務問題についての指摘がされたが、その後も特に改善されることはなかった。広島営業所の出勤簿には、平成16年11月21日までは出退勤の時刻が全く記載されておらず、被控訴人が従業員のそれを書面その他の記録で把握する方法は存在しなかった。同月22日からは出退勤の時刻が出勤簿に記載されるようになったが、その時刻については、営業所長からの指導等により記載すべき時刻を指示されたものであり、控訴人の勤務実態を示すものではなかった。

被控訴人の広島営業所においては、平成16年11月21日までは出勤簿に出退勤時刻が全く記載されておらず、管理者において従業員の時間外勤務時間を把握する方法はなかったが、時間外勤務は事実としては存在し、控訴人の時間外勤務時間は1日当たり平均約3時間30分に及ぶものであった。先に認定した同営業所の業務実態からすると、同営業所の管理者は、控訴人に対し、時間外勤務を黙示的に命令していたものといえることができる。同営業所の管理者は、控訴人を含む部下職員の勤務時間を把握し、時間外勤務については労働基準法所定の割増賃金請求手続を行わせるべき義務に違反したと認められる。控訴人の勤務形態が変則的であるため、管理者において控訴人の勤務時間を確認することが困難であったとか、控訴人が業務とはいえない私的な居残りをしばしば行っていたといった事情は認められない。また、被控訴人代表者においても、広島営業所に所属する従業員の出退勤時刻を把握する手段を整備して時間外勤務の有無を現場管理者が確認できるようにするとともに、時間外勤務がある場合には、その請求が円滑に行われるような制度を整えるべき義務を怠ったと評することができる。広島営業所の管理者及び被控訴人代表者の上記の義務違反が職務上のものであることは明らかである。したがって、控訴人は、不法行為を理由として平成15年7月15日から平成16年7月14日までの間における未払時間外勤務手当相当分を不法行為を原因として被控訴人に請求することができるというべきである。

被控訴人は、前記(2)認定の時間外勤務手当については、仮に存在しても、本件提訴が平成18年7月14日であることからすれば、労働基準法115条によって2年の消滅時効が完成している旨の主張をする。しかしながら、本件は、不法行為に基づく損害賠償請求であって、その成立要件、時効消滅期間も異なるから、その主張は失当である。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦・井上 隆興  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565